

令和3年 第1回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和3年1月20日（水）

令和3年 第1回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和3年1月20日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林中央公民館 会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 押川逸夫 牧田純子 谷山宏志 押川清美 有木繁三 京保久恵
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 おめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより、令和3年1月13日付小林市教育委員会告示第2号で招集されました令和3年第1回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

十三塚の運動公園を視察に行くということでありますので、ご協力お願ひしたいと思います。

それでは、議事のほうに入ります。

報告第1号、定期監査(前期)の結果について、説明をお願いします。

押川教育部長 それでは、1ページからでございます。

定期監査(前期)の結果についてでございます。

地方自治法に基づく定期監査を毎年実施していただいております、教育部は前期で全部の部署を監査いただきました。

結果につきましては、5ページからでございますけれども、それぞれ内部事務や市民と関係する事務等について指摘があったところでございます。

いずれも、その後の処理は、例えば、スポーツ振興課の準公金の取扱いであるとか改善をしているところでございます。

それと、指摘事項に二重丸が1か所スポーツ振興課にあるんですけれども、これにつきましては、昨年度指摘を受けたものと同じ内容が再度受けているということで、チェック体制が機能していないことがございますので、全体含めてチェック体制の強化を図っていきたいと考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

何かご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案のほうに入っていきたいと思います。

議案第1号、小林市休日の部活動の段階的な地域移行推進協議会設置要綱の制定について説明をお願いします。

牧田学校教育課長 それでは、9ページになります。

小林市休日の部活動の段階的な地域移行推進協議会設置要綱の制定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

現在、小林市では、小林市部活動の在り方検討会議を令和2年度に設置しまして、中学校における部活動がより一層有意義な活動になるためにどのような取組をすればよいか検討を行っていただいております。今年度末に提言がされる予定となっております。

また、国の動きとしましては、昨年9月に休日の部活動の段階的な地域移行というものが方針として打ち出されたところでございます。

したがって、今後は国の方針、それから今後出される部活動の在り方検討会議の提言を踏まえまして、生徒により質の高い活動機会を確保するという観点と、それからスポーツ等の競技人口の増加や競技力向上等を図るという両方の観点からの仕組みづくりを検討するというところでこのような協議会を設置するというところでございます。

10ページから設置要綱の案を載せております。

第1条で、「生涯を通して学び合い育ち合うまち」の具現化を図るとともに、教職員の働き方改革の継続的な推進を目指して、小林市立中学校における部活動がより一層有意義な活動となる長期的な取組を検討するためにこの協議会を設置するとしております。

第2条が所掌事務であります。休日の部活動の地域移行に関する仕組みづくり、それから地域部活動の運営方法等に関する事、それから生徒・教職員への調査に関する事、こういったことを所掌として挙げているところでございます。

それから、組織は第3条でございませけれども、推進協議会は14人以内をもって組織するとしておりまして、11ページのほうの第7条を見ただきますと、実行委員会ということで、この推進協議会の下に、協議会で協議する事項の企画、調整、実施を図るための専門的な実行委員会を置くことができるとしているところでございます。

委員につきましては、12ページに別表3ということで上げております。生涯を通して学び合い、育ち合うまちの具現化を図るという目的から、現在の部活動の在り方検討会議の委員に加えまして、1番目にあります体育協会の代表、それから3番目にあります文化連盟の代表を加えたところでございます。ここに書いてある方々を委員に選任いたしまして、今後、令和3年度から協議会を進めてまいりたいと考えております。

中屋敷教育長 以上ですけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

淵上委員 休日の部活動の地域移行に関する仕組みの地域移行とは、どういったことですか。

牧田学校教育課長 今から協議していただく中で、仕組みとしては検討されていくんですけども、現在、学校教育課のほうでイメージをしておりますのは、普通の学校がある月曜から金曜までは学校の部活なんですけれども、土日については、例えばその競技の競技団体の方から専門的な指導を受けられるですとか、そういった意味で学校に専門の先生がいらっしゃらなくても、子供たちが競技力向上に取り組めるというようなこと。それから、競技団体としては、そういう関心のある子供たちを増やしていくような活動が一緒にできるというようなこともできるのではないかなということで考えているところでございます。

中屋敷教育長 よろしいですか。

学校であれば部活動というのが今の形ですけれども、それだけずっとやっているとやっぱり苦手な先生もいるだろうし、できる先生、好きな先生は、もうここまでが勤務で、あとは社会の中に入ってやればいい話なので、地域社会の中でできるような流れを小林市で作ってもらえないかという県からの意向もありました。それは、小林市でも考えていたことなので、一緒にやっっていこうと思っています。特に、小さい学校でサッカーができなか

ったり、野球ができなかったり、バレーができなかったりという子がいっぱいいるわけです。その子は、地域の中でチームを作って、中体連でもできるような形にしてあげれば、その子が持っている能力とかが引き出せる。今までは我慢をというような感じだったのを、こういう機会に一步踏み込んだ形が子供のためになるかなという気がします。

大部 菌教育長職務代理者 この協議会は、1年間に何回ぐらいその会議を開催する予定になっていますか。

牧田 学校教育課長 今回は、仕組みをどうしていくかというところを検討いただくということで、協議会の本体は、当初の設立と中間の報告、それと検証をした最後の結果のまとめということの3回ほどを考えております。専門部会の実行委員会のほうは、もう少し回数を増やして、具体的などころを詰めていきたいと考えております。

中屋 敷教育長 ほかにありますでしょうか。

楨 委員 対外試合は、主にどちらのほうか引率ということになるんですか。

牧田 学校教育課長 今回は、先ほど教育長から補足がありましたが、県の試行的な検証も兼ねてということですので、具体的な対外試合に率いていくとかは、想定はしておりません。どのような競技がどのぐらいできるのか等を試行的に数回行ってみたいと考えているところです。

中屋 敷教育長 よろしいですかね。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第1号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第2号、小林市教職員住宅管理規則一部改正について、説明をお願いします。

牧田 学校教育課長 14ページになります。

小林市教職員住宅管理規則一部改正につきまして、教育委員会の承認を求めらるものでございます。

15ページに規則の案を載せております。ここにあります下永田教職員住宅3号につきましては、令和2年度に解体が済んだところでございますの

で、16、17ページに住宅管理規則を載せておりますが、16ページの下から6行目にある下永田教職員住宅3号、こちらが解体済みということで削除するという案でございます。

楨委員 この教職員住宅というのは、どのぐらい利用されているんですか。

川俣調整職員 現在、細野と須木で7か所程、空きがあるような状況になっています。

楨委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

中屋敷教育長 ほかにありますか。

お諮りしてよろしいですか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第2号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

続いて、議案第3号、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例一部改正について、説明をお願いします。

牧田学校教育課長 18ページになります。

条例改正につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

23ページの第70項、学校薬剤師、この報酬額につきまして、年額1校当たり8万円を10万円に改正するというものでございます。学校薬剤師は、学校保健安全法に基づきまして、学校への配置が義務づけられているところでございます。文部科学省が定めます学校環境衛生基準、これに学校が適合しているかというところを判定していただく重要な責務を担っていただいております。

この学校薬剤師報酬につきましては、昨年の2月に西諸薬剤師会より薬剤師報酬の増額についてということで請願が出されたところでございます。

これを受けまして学校教育課では、学校薬剤師の確保の状況、それから県内9市の報酬額の状況などについて検討をいたしました。

まず、学校薬剤師の確保の状況でございますけれども、西諸薬剤師会によりますと、数年前から薬剤師自体が高齢化等もあり徐々に減少をしているということでございます。また、宮崎県から担当校は3校までという制限があること、それから認定こども園も学校と同じく薬剤師配置が必要ですが、今、認定こども園数が増えているということから、その薬剤師

の確保が厳しくなっていると考えているところでございます。

それから、報酬についてですけれども、現在の報酬額は、旧野尻町との合併時に改正されて以来改正が行われておりません。県内9市の状況では、学校に出向いていただく回数は年4回として算定した場合、小林の年額8万円は下から4番目と低い状況でございます。

以上のことから、報酬額を増額する案としたところでございますが、この増額の金額につきましては、9市の平均金額、それから小林市を上回る5市あるんですけれどもその平均額、それから小林市の学校医、学校歯科医の基本給年額、こういったところを勘案しまして、この10万円という金額を出したところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、ご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第3号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

続きまして、議案第4号、小林市使用料の徴収に関する条例一部改正について、説明をお願いします。

税所スポーツ振興課長 それでは、24ページになります。

小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

25ページ、改正の概要内容についてでございますが、十三塚の陸上競技場に自動計測機、いわゆる写真判定機の設置をいたします。これにつきましては、今年度の12月議会におきまして、予算で議決をいただいたものでございます。その写真判定機を使用する際の使用料について規定するものでございます。

中身につきましては、別表第1の18の(4)のケの表中の会議室1時間367円の下段に、競技計測機、写真判定機一式1時間2,200円を追加するものでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありますでしょうか。

大部 菌教育長職務代理者 この写真判定機を使うときは、陸上競技の場合に使うんですか。

税所 スポーツ振興課長 いろいろな大会でありますとか、陸上関係記録会、そういったものに写真判定機と自動計測機ということで使いまして、これの記録は正式な公認記録ということで取扱いがされますので、そういったところのメリットがございます。

中屋敷 教育長 今はコロナ禍で大会がなかなかできないので、全国的な陸協なんかはそのタイムでランクを決めるということをやっているみたいです。身近にこれができるということは、高校にとっても、中学校にとってもいいことかなとは思いますが。

この2, 200円の根拠というか、それをお願いします。

税所 スポーツ振興課長 県内にこういった計測機があるところが、宮崎県の総合運動公園でありますとか、宮崎市の生目の杜の陸上競技場、延岡市の西階陸上競技場、あとは日南市の総合運動公園の競技場がございます。そういったところの料金の設定等を参考にさせていただいております。

設定の仕方が、時間単位でありますとか、半日単位でありますとか、様々だったんですが、大体時間あたりにしますと2, 000円を切るぐらいが平均でございましたので、小林市につきましては、2, 200円で設定しております。その一番の根拠といたしましては、年に10万円ほどの検定、そういった維持費がかかってまいりますので、それを年に5回から6回、大会等を誘致して使用料を徴収すると、その10万が大体クリアできるのではないかとこのところ、その金額の設定をしているところです。

中屋敷 教育長 分かりました。ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第4号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第5号、小林市文化会館設置条例施行規則の一部改正について、説明をお願いします。

谷山社会教育課長 27ページになります。

小林市文化会館設置条例施行規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

28ページになります。

現在、規則におきまして本市所在の小・中学校に対しまして使用料の減免を定めておりますけれども、それに高等学校を追加するというものでございます。

こちらに関しましては、12月議会で高等学校、専門学校等について使用料が高いので、安くはできないかというご質問がありました。まずは社会教育課の所管する他の施設、並びに文化会館と同様の施設等との整合性を図らなければならないということで、社会教育課の所管する中央公民館に関しましては、高等学校は減免対象となっております。それから須木のふるさとセンター、こちらも文化会館と同じように高等学校が減免対象となっておりますので、今回は減免の対象について整合性を図るということでの改正を行わせていただきたいと考えているところでございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、ご質問等ありますでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 この改正は、高等学校だけを加えるという形で改正ということでしたよね。高等学校及び児童福祉施設とあるんですけども、これは保育園は含んで、市内の私立幼稚園が文化会館を使つての発表会をすることもあるんですけども、できれば、幼稚園に行く子供たちも減免して使えるようになったらいいなと思うんですけども。

中屋敷教育長 要望ですね。

大部菌教育長職務代理者 はい。

中屋敷教育長 これについては、谷山課長、もう一度確認をしていただいて、貴重な意見だと思いますし、学校の範囲ではありますのでお願いします。

谷山社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 検討させていただいて、そこをまた連絡いたします。

こちらにつきましては、条件付ということになりますが、それを踏まえて承認ということでよろしいでしょうか。(はい)

最後になります。議案第6号、小林市放課後対策運営委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いします。

谷山社会教育課長 31ページになります。

小林市放課後対策運営委員会設置要綱の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

こちらに関しましては、市の子育て支援課で管轄しております放課後児童クラブ事業という名称が、放課後児童健全育成事業という名称に変更になるということでございまして、この小林市放課後対策運営委員会設置要綱の中に、現在小林市放課後児童クラブ事業実施要項に基づく放課後児童クラブ事業と名称が記載されておりますので、そちらの名称を放課後児童健全育成事業という名称に変更するという改正でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありませんでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、次回の定例会についてお願いします。

川俣調製職員 2月の定例会になりますが、第3週に毎月定例会準備しておりましたけれども、スケジュール的に第3週が難しい状況でしたので、2月24日、第4週の水曜日に開催をさせていただきたいと考えております。

場所につきましては、市役所の2階、第1会議室、午後3時半からになります。よろしく願いいたします。

中屋敷教育長 よろしいですか。変更がちょっとありました。17日が24日に変更になります。

それでは、これで令和3年第1回の定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:20